事務局通信

142 号
平成 27 年 2 月 17 日
一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

〒151－0053
東京都渋谷区代々木 2－39－7 メゾン代々木 201 号
TEL03-3299-5276　　FAX03-3299-5275
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://www.hoshinren.jp

平成 27 年　新年会開催

東洋医学を身近な医療とするための署名活動を

平成 27 年 1 月 18 日（日）新宿のホテルローズガーデンにおいて新年会が催されました。司会は上石事務局次長と武井理事が担当しました。

まず岩下理事より開催宣言が行われ、理事長の高橋養藏氏が開口、「H27/1/10 発行の鍼灸柔整新聞をお読みになった方は御存知だと思いますが、今、柔整業界を取り巻く環境が大変厳しくなっています。と云うのも日本臨床整形外科学会が、柔整師の受療委任払いの取扱いを廃止すべきである、との統一見解をだしました。」

「今後、医師会選出の自民党議員を中心に、受療委任廃止に向けて動き出すのは必須です。」「これは他人ごとではありません。このような動きを放置しておけば、鍼灸マッサージ師に対し同意書を書かない医師も増えて私達は大きな影響を受けるでしょう。」「また、政府の適正化という言葉のもとに、社会保障費を抑制する方向が明確になってきました。」

「この流れを止めるには 100 万人署名運動を続け、法律により鍼灸マッサージを現在の医療体系に組み込む必要があります。厚労省の通知通達のみで療養費の支給が扱われている現状では厚労省の見解が変われば私達の存亡に係ってきます。100 万人署名を背景に法律改正につなげ、東洋医学を国民の身近な医療にする必要があります。」

「現在の署名数は 3 万人を少し超えたところです。もっともっと多くの団体に呼び掛けて署名数を飛躍的に伸ばす必要があります。」

「村岡敏英衆議院議員が（鍼灸マッサージの健康保険適用に関する質問主意書）※資料 1 を作成して下さっています。あとは私達がこの署名運動に邁進するだけです。頑張りましょう。」と力強く挨拶されました。

神奈川鍼灸マッサージ協同組合前場和吉代表理事からは東洋医学を科学的に証明する為学会で LED 療法の発表を行い、エビデンスに基づいた東洋医学の推進で社会的認知度を高める方向にもっていきたいと話されました。

西洋医学も東洋医学も受けられる制度へ

協同組合兵庫県保険鍼灸師会・藤岡東洋雄理事長は、「これからは混合診療の道が開かれてきました。それが広がると一部のお金がある人だけが、その制度を享受出来て高度医療を受けられ、それ以外の人は希望する医療が受けられないような事態になるのではないか。」

「これは国民が望んだことではなく、アメリカの保険会社が日本の医療に手を伸ばし始めたのでは、と云う懸念をしてしまう。私たちが保険で行う鍼灸マッサージも無関心ではいられない。」

「法治国家では法の下に平等でなければなりません。現在の医療は西洋医学一辺倒なっています。患者が東洋医学を健康保険で受療しようとしても、保険適用の下では自己選択の権利が狭められ侵害されています。」

「私達はこれまで何度も行政と交渉して来ましたが、全く活路が見出だせなかった。これからは立法（国会）で法律を作り直すことにより、患者の選択による公平な受療体制を目指す事にしました。すでに超党派の協力を得ています。本来平等であるものが平等でない。本来使えるものが使えないのは権利の侵害にあたります。これは基本的人権の無視です。これは権利を取り戻す正義の闘いです。医療業界でも民医連から署名協力を得ています。」

「これからは地方の賛同者とも連携していきたい。全国に支部をつくり全国運動にしていきたい。今までは鍼灸での全国運動はほとんどありませんでした。この運動を続けることにより患者が西洋医学と東洋医学の両方を受けられるようになります。患者の為にこの運動を是非とも成就させましょう。」

『NPO 法人医療を考える会』の山西俊夫理事長からは、「今回、相葉計佳前理事長から理事長をバトンタッチされた山西です。私は患者の立場から健康保険で鍼灸マッサージが受けられるように関西のメンバーと呼応して、100 万人署名運動を進めていきたい。」

「昨年は稲田公園でのボランティア、今年は千駄ヶ谷社教館まつりで署名活動を続けていきます。」と話されました。

国民の願いにそって頑張り続けよう

当会顧問弁護士の宮原哲朗先生は、「今の安倍政権における社会保障の削減は、鍼灸業界にも影響を及ぼしています。」「私は原爆訴訟の運動を長らくおこなってきましたが、今迄 4 回厚労省と会談を持ってきました。こちらが要求書を突き付けて厚労省からその回答を得る形をとっています。」

「今回の塩崎大臣との交渉もすんなり行くとは思いませんが、決して失望せずに邁進していきたい。運動とはそう云うものです。巨大な政府の壁に跳ね返されながら、それにめげずに挑み続けていきます。鍼灸マッサージの運動も国民の期待が背景にあります。これを突破することは国民の願いでもあります。私も協力致します。一緒に頑張りましょう。」と話されました。

在宅リハビリマッサージ、アシスト・ケア代表の松﨑英忠氏は「私達は患者さんと医師をつなぐ架け橋となっています。杉並区医師会は同意書を書かない方針をとっていますが、直接担当医師と会って自らの施術を説明すると同意書を書いてくれます。本当の力とは地道に地域で信用を築いていくことです。それぞれが地域を固め、その数が多くなれば現状を変えることが出来ます。」

「私は正面から法律を変える事は相当難しいと思います。皆様は漢方薬はツムラしか保険適用になっていないのは御存知ですか。ツムラは政治家とのつながりの中で漢方薬を保険で請求することを認めさせました。」

「私達鍼灸マッサージ師は、決してドクターとの面談を敬遠することなく、直接会うことにより活路は開かれると思います。」と話されました。

その後は真船洋二理事の黒田節や萩原駒代会員・健太親子の富士山、鈴木淑惠会員の琴の演奏等の余興が催されました。

※資料１

鍼灸マッサージの健康保険適用にかんする質問主意書（案）

右の質問主意書を提出する。

平成二十七年一月〇〇日

提出者　村岡　敏英

衆議院議長　町村　信孝殿

鍼灸マッサージの健康保険適用に関する質問主意書

鍼灸マッサージは、独立した治療体系に基づく治療法である。本来、この治療に対しても、健康保険の適用がなされるべきであると考える。

しかし、明治七年医制施行以来の西洋医学一辺倒の政策により、国民が応分の保険料、保険税を負担しながら、治療に際して健康保険を実質上利用できない状況にある。

これは、国民の「鍼灸マッサージの医療を受ける権利」の侵害で、憲法に規定されている国民の生存権が保障されない状況であり、疾病治療と防貧という健康保険法本来の趣旨が妨げられると同時に、鍼灸マッサージ医療の指名、責務も充分に発揮できるものではない。

近年、ＷＨＯをはじめ東洋医学に対する評価が高まり、中国では西洋医学とのお互いの長所を取り入れ、保険活動に大きな貢献がなされている。

わが国でも、福田内閣当時に日本学術学会が東洋医学について正当な評価をするよう政府に勧告している。

鍼灸マッサージ医療は、その目的や氏名において西洋医学と同一でその治療方法が異なるだけであり、西洋医学と同等に扱われるべきであると考える。

従って、このような差別的な事態を是正するため、鍼灸マッサージ治療の健康保険の適用に係る制度を見直すよう国民から強く求められている。以上、次の事項の改善に向けた取り組みについて厚生労働省の見解を求める。

一、同意書、診断書の添付を廃止すること。　二、適応症の制限を緩和すること。

三、一般（西洋）医療との併給を確立すること。四、委任払い制度の導入を図ること。

右質問する。

突撃治療院探訪 2

佐渡智哉

今回は鍼灸師の林久美子先生の施術所へお伺いしてきました。林先生は長年幼稚園の先生として地域で活躍されていました。60 歳を越えてから免許を取得された経歴をお持ちでいらっしゃいます。現在も朝に晩に施術所から往療まで患者さんの要望に合わせて活躍をされておられます。

JR 山手線の鶯谷の駅を出て、大通り沿いに 7 分ほど進んでいくと、林先生の施術所であるマンションが見えてきます。

驚いたことに、林先生はマンションにも部屋にも一切看板を出しておられません。それにも関わらず患者さんが新しい患者さんを紹介する理由はなんでしょうか？

その１　地域との関わり

林先生は地元で長年幼稚園の先生として活躍され、父母や周りの先生方からも慕われてきました。また、現在でも婦人団体や保育団体に関わって地域に貢献されています。そこでの誠実な関わりが口コミで広まっているようです。

その２　話しやすい人柄

林先生のモットーは「愚痴や訴えをよく聞いてあげるのも治療」。心に溜め込んだことを十分口に出すと患者さんは心も身体もスッキリとして帰られるそうです。林先生の穏やかで明るい口調や笑顔が、安心して話を聞いてもらえる雰囲気を作っているように感じました。

以下はインタビューした項目です。

Q．経歴は？

A．幼稚園の先生をしていたが、定年退職後６２歳で学校に入り、６５歳で免許をとってすぐ開業。以来鍼灸師として活動。

Q．この世界に入ったきっかけは？

A．年齢を重ねるにつれ、子供たちだけでなく高齢の方にも何か応援できないかと考え、指圧をやりたいと思った。主治医だった新医協の益子義親先生に、今の年齢での指圧は指をいためるのではないかと心配され、鍼の道を勧められた。

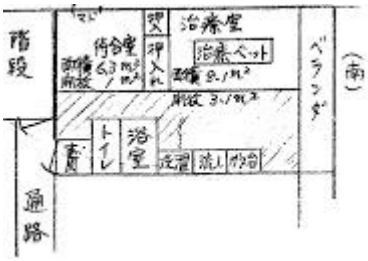

Q．出身校は？

A．関東鍼灸専門学校

Q．仕事を始めた当時の苦労話は？

A．　施術所の部屋の大きさが保健所の検査で規準ギリギリだったこと。年齢を考えて、そう長くできないと思っての節約（今もそのまま）。

Q．現在の仕事の様子、形態

A．予約制。治療時間は 1 時間半ずつです。一人目が 9 時からであれば次の予約は 10 時半（体力に合わせて無理はしない）。午前中は施術所で午後は往療。都合さえつけば夜間休日も必要に応じて。

Q．施術に関するモットー、大切にしていること。

A．まず緊張をほぐしてあげたい。聞きたいこと、言いたいことを引き出してあげたい。

Q．施術の特徴や工夫．得意とする分野など。

A．刺入しない鍼。鍼はセイリンディスポ 1 寸 1 番を使用。灸併用。腹診、脈診（六部定位）

Q．影響を受けた人物．書籍など。

A．①新日本医師協会　鍼灸部会に出会えたこと 。以来鍼灸部会の村田渓子先生の患者。

②元新日本医師協会東京支部長だった益子義親先生が主治医だったこと。
③５０代に下肢痛…芹沢憲一先生に（当時小豆沢病院）
④８０代に膝痛…黒澤尚先生に（順天堂）

Q．会に入ってよかったこと
A．色々な方に出会えること。同じ道を歩む人との話し合いは大きな力。
Q．治療を長く続けるコツは？
A．自分の健康も大切にすること。そのためにまずはよく歩くこと。それから相談できる、話し合える仲間がいること。

Q．鍼を打つとき意識していることは？
A．なんとも言えない感覚を押し手で感じる。その感覚を大事にしている。
Q．同業のみなさんにアドバイスをお願いします。
A．患者さんを通じて医師に同意書を頼む際は、どのようにお願いすればいいか、セリフまでアドバイスしている。

患者さんの症状は長年の癖から来ていて治るまでには時間がかかるかもしれないので、まずは治療後に状態を悪くさせないようにしている。

インタビューを終えて、林先生の人柄から滲み出る穏やかな雰囲気が、患者さんの心と身体を癒しているのが感じられました。林先生これからも地域の皆様の心の拠り所として治療院を続けて下さい。
本日はお忙しい中、時間を割いてくださり誠にありがとうございます。深く感謝申しあげます。

在宅ケア研修会　　平成２６年第３回

肩関節周囲炎（五十肩）の鍼灸マッサージ治療への需要の高さを実感！

山内惠美子

在宅ケア研修会は２月８日、中野産業振興センターにて会員の鈴木淑惠先生に講師をお願いして開催されました。

先生は鈴木治療院を経営し長年鍼灸治療に従事されています。経絡治療の黎明期から今日までの豊富な治療経験から、多くの知識や治療法をご教授いただきました。

当日は冷たい雨の中参加者の出足を心配しましたが、１６名という予想以上の参加者でした。また参加者は現役真っ盛りの年齢の方々が多く、肩関節周囲炎の治療法に関心が高いように感じました。

研修会は、肩関節周囲炎に対する講義から入り、皆さん用意された資料を読み、熱心に講師の話を聴いておられました。

肩関節周囲炎は、加齢による影響が大きく、拘縮が身体全体に始まっていることが考えられますので決して無理をせずに、様子を見ながら鍼もマッサージも行うことが大事です。

拘縮があり、運動制限のある場合は、その周りの筋肉に直刺より斜刺の鍼をするとよい。またその筋肉の起始、停止も考慮すること。可動域の計測も行うと良い。ただ、次回の治療までにまた戻ってしまうことが多いので根気よく治療をする必要がある。

患者さんの訴えに沿って、震えるような痛みや夜も寝られないとか、寝返りも打てないような場合には、手づくりの湿布（芋灸）を教えて、急場のしのぎ方を教えてあげるのも良いでしょう、とのことでした。芋灸の作り方も教えていただきました。

原因としては、１外傷性のもの　２臓器の疾病からのもの　３加齢によるもの　４その他があり、それぞれに対応した治療が必要です。

まず患者さんの実際の症例から入り、治療内容とその経過から、治療法を検証して行きました。その方の脈診、症状が出ている経絡、また経絡的に疼痛の現れ方の傾向、そして治療穴―鍼治療の穴と灸の取穴は共通している穴もあり微妙に違っている穴もあります。

選穴した穴に置鍼しておき患肢を動かして様子を診る、また圧痛点に皮内鍼を入れておくのも効果があります。

肩関節周囲は血管が多くあるので筋肉に沿って浅鍼を行い、その方の様子を診ながら鍼をする事が大事です。途中、使用している鍼や消毒綿の説明もしていただきました。

モデルさんに治療を行った選穴や手技などに注目し、皆さん熱心に見学されていました。

マッサージは、モデルさんに施術を行いながら諸注意がありました。特にその方の状態により筋肉に沿って様子を診ながら行うことが大事で、無理にしたり、強すぎたりしないようにすることなど。指使いなども実演してくださいました。

質問では肩関節周囲炎だけでなく、他の症例についてもいろいろな質問が出て密度の濃い活気のある研修会でした。参加者はマッサージ師の方も鍼灸師の方も両方おられましたが、講師の先生が、経験豊富な方でしたので色々お答え頂き、皆さんも大変勉強になったと思います。

鈴木先生には大変ご尽力頂き有難く存じました。この場を借りて御礼申し上げます。

次回は６月に平成２７年度第一回の在宅ケア研修会を理学療法士の井上講師をお願いする予定でおります。皆様ふるってご参加くださいますようご案内いたします。

以上

在宅ケアの研修会に参加して

萩原駒代

昨日は鍼灸マッサージ師会在宅ケア部の勉強会でした。標準的な五十肩の治療法についての勉強会で、普段から私は、何が原因で、どういった経緯を辿り、どこに波及し、またどのように暮らしているのか、以前病気や怪我などはないか等、様々な要因を加味して治療に当たっていくので、全くそのような情報がない中の治療というオーソドックスな方法に改めて驚きました。

『肚腹(トフク)三里に留め腰背委中に求め、頭項(ズコウ)列缺に尋ね、 面口合谷に収む』と(鈴木先生から教えていただきました)昔から症状に対するツボは伝えられており、「昔からそう言われている」と言われると妙に納得して安心してしまいます。

ときに全体のつながりを逸して症状を改善してしまう違和感を感じることもありましたが、そのあたりは体のホメオスタシスの働きが修正をしていくのでしょう…やはり伝統には力があるのですね。

他の先生方の経験や人間性、治療への真心といったものも肌で伝わってきて勉強意欲も刺激されました。このような機会がより活発に増えていければと思います。良い時間を過ごさせていただきましてありがとうございました。

全日本民主医療機関連合会との会合

報告者　清水一雄

日時：平成２７年２月９日（月曜）14 時～15 時
場所：全日本民主医療機関連合会事務所
　　東京都文京区湯島２－４－４　平和と労働センター７階　　℡03－5842－6451（代表）
全日本民主医療機関連合会：谷口路代事務局次長、「鍼灸マ」担当華表（トリイ）暁氏
健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会：副会長高橋養藏、〃　山西俊夫
ＮＰＯ法人医療を考える会　　：理事田中榮子、〃木幡久美子
一般社団法人鍼灸マッサージ師会：事務局長清水一雄

【健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける 100 万署名活動のご協力のお願い】

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会による署名用紙及び資料を渡し、国民誰しも健康保険証を提示することにより、鍼灸マッサージの治療を受けられるようにしたい。

【鍼灸マッサージを健康保険で受ける際、現状の問題について】

健康保険が効かないのは患者にとって大変なことで、同意書取得は患者にとって大きな問題である。健康保険適用のため医師の同意書が必要だが、現状は医師会による同意を妨げる動きがあったり、鍼灸では医科との併給が出来ない問題、保険者（特に協会けんぽ）によっては医師に対して同意する理由を書面で書かせたりする動きがあり、患者の健康権が尊重されていない。

【全日本民主医療機関連合会の活動】

連合会には鍼灸マッサージ委員会があり全国から 4 名の鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師に加入してもらっている。長野（トドロキ氏）、大阪（則定氏）、京都（渡辺氏）、盛岡（キクチ氏）である。２年に１度学習交流会があり 25 名程参加している。
6 月に会議があり厚労省に鍼灸マッサージの要望書を出したい。
・保険適用で施術を受けられるようにする。
・低い診療報酬の底上げをする。

全日本民主医療機関連合会の理事会で昨日委員会を開き、署名に協力したいとの意向を確認しました
この国は患者が権利を主張するのが少ない。新医師の研修が変わることになり、国は医師看護師の保険点数を減らす方向にあり、総攻撃をかけようとしている。
医療と農業は岩盤規制と言われているが、医療において患者のアキレス腱となるところの侵害があってはならない事を民医連は要求していく。
鍼灸マッサージの難病治療が外され被爆が残った。総合的に減らしていこうとしている。医療、介護、鍼灸分野と共に協力していかなければならない。
国は医療費 2.2%、介護では 4%程減らして人件費を 12,000 円上げようとしている。
これまでにも民医連は何ヶ月かで 100 万の署名を集めた実績があります。その気になれば結構集まるものです。共に頑張りましょう。

患者が選ぶ医療へ

柔整療養費委任払い見直し問題

一般社団法人臨床整形外科学会の平成 26 年度シンポジュウム「保険者側からみた受領委任払い制度」（11 月 30 日開催）では、柔道整復師療養費の受領委任払いの中止を求める声が多数出されたことが鍼灸柔整新聞等で明らかにされています。

臨床整形外科学会は、同じようなシンポジュウムを繰り返し開催し、療養費の受領委任払い問題を取り上げており、整形外科医や保険者の立場から柔整療養費受領委任払い中止を追求する舞台になっています。しかし、患者の立場から考えれば、受領委任の中止は患者の負担を増やすだけであり、患者の必要とする治療がいっそう受けにくくなるだけです。

われわれからみても柔道整復師の健康保険における施術は、外傷性の打撲や捻挫だけを扱っているとはとても思えません。

患者はどのような場合に柔道整復師の施術、整骨院を選んでいるのでしょう。体調の変動とともに繰り返し現れる　腰痛など関節の疼痛や重い肩こりなど,疼痛の改善、体調の改善を求めて整骨院を選んでいると思います。整骨院で行われる手技療法、健康保険で受診出来るマッサージと表現される手技療法に改善を求めるのです。

本来、体調の改善、疼痛の改善を目的に手技療法を行う医療資格者は、あん摩マッサージ指圧師です。漢方、鍼灸とともに東洋医療の一端を担う、手技による治療方法を受け継いできた医療資格者です。しかし、あん摩マッサージ指圧師の治療は健康保険で受診出来ない取扱です。

高齢化が進むなかで健康の維持に必要なものは、食事や運動、されに余暇の過ごし方などという生活の改善とともに、体調変動の改善にマッサージや整体と表現されている手技療法が有効という理解は確実にひろがっています。

患者の健康改善に良質な手技療法を提供することを考えるならば、あん摩マッサージ指圧師の治療は健康保険で受診出来ない取扱をかえるべきです。

健康保険法の同じ条文の運用でありながら、外傷性の打撲や捻挫の治療を行う柔道整復師の治療は選べるが、あん摩マッサージ指圧師の治療は選べないという明らかに不公平、不平等な制度の運用に問題があるのです。

日本の医療行政は、明治政府の時に東洋医療を非科学的なものとして医療制度から排除しましたが、現在でも基本姿勢は変わっていません。大学医学部に東洋医学を学ぶ学科はありませんし、法律によって認められた医療資格者である鍼灸師、あん摩・マッサージ・指圧師そして柔道整復師も医療類似行為者という名称で区別し、健康保険制度から基本的に排除しています。

時代が変化し、世界保健機関が各国の伝統医療の活用を進める時代ですから、自国の有用な資源、資産である伝統医療の健康保険からの排除を一日も早く止めて、伝統医療の活用へ舵をきらなければならない時代です。高齢化社会を支える医療、介護を考えれば東洋医療の活用が急がれ、東洋医療の活用は、まず、患者が東洋医療も選べる健康保険制度の改善です。

医療を選ぶのは患者です。患者が必要とする医療は、医師でも、柔道整復師でも、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師でも、患者が選べる医療制度へ変わらなければなりません。

関西からはじまった「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願書」の署名活動は、時代の要請に沿って患者のための健康保険制度への運動です。医療を変える運動ですから簡単ではありませんが、ねばり強く患者とともに運動をひろげていきましょう。

（2015 年 2 月 13 日久下勝通）

原発というのはやめてほしい　吉永小百合さん原発被災者の詩 CD に

戦争や原爆の過ちを二度と繰り返してはいけないと、広島、長崎の原爆詩の朗読を 1986 年から続けてきた俳優の吉永小百合さんが、福島原発事故被災者らの詩を朗読した CD を収録し、事故から 4 年となる 3 月 11 日に発売となります。

CD「第二楽章　福島への思い』は 2015 年 3 月 11 日にビクターから発売され、この作品における本人の印税は、すべて東日本大震災で被災された方に役立つよう、寄付されることが明らかにされています。

吉永さんは CD の収録にあたり、昨年末に帰還困難区域である福島県葛尾村を訪れ、今月、朝日新聞の取材に応じて発言されています。

「一回行ってみないと本当の悲しみが分からないんじゃないかと思って。想像以上のショックでした。もうすぐ 4 年になるのに何もかわってない」

「今 3・11 の事故後に思うのは、これだけ小さな国で、地震がいっぱいある風土で、原発というのはやめてほしい、と私は思いますね。人間が安全に暮らしていくためには、もっともっと私たちが工夫しなければいけないと思うんです」

東電をはじめ電力独占企業や、これらの企業の要請により、原発再稼働の動きを強める政府の監視の目がひかるなかで、吉永さんの勇気ある発言に拍手をおくります。

日時：2015 年 2 月 22 日（日）
会場：東京ウィメンズプラザホール
渋谷区神宮前 6－53－7（東京メトロ表参道駅 B2 出口から 7 分）

『「日本と原発」この映画は、弁護士河合博之と盟友海渡雄一弁護士、訴訟を共にたたかう木村結の 3 人が、多くの関係者にインタビュー取材を行い、現地での情報収集や報道資料などを基に、事故に巻き込まれた人々の苦しみ、原発事故を引き起こした背景、改善されない規制基準、エネルギー政策のうそと真実を追求した映画である。』（「日本と原発」HP より）処理方法のない核物質や放射能汚染物質、廃炉への予想できない経済負担など、子子孫孫まで持ち越される問題を理解し、これ以上広げない責任が一人一人にあると思います。ぜひ共「日本と原発」を見て下さい。（久下勝通）

上映時間　9 時 30 分開会あいさつ—9 時 35 分
「日本と原発」上映。12 時 15 分「飯舘村わたしの記録」上映－長谷川健一さんのお話－休憩
14 時 00 分「日本と原発」2 回目上映－主催者より挨拶－16 時 35 分終了。
主催　NPO 法人原子力資料情報室

【大山登山マラソン・ボランティア治療（100 万署名活動）の募集】

約 2000 名のランナーが走り、スタートは 10 時からで最終ゴールは 13 時頃、大山阿夫利神社下社と伊勢原小学校にて走り終えたランナーのケアを２手に分けて行います。その時に 100 万署名活動も並行して行います。

一つは、伊勢原駅北口をスタートして大山まで９ｋｍの道のりを、石段を登りゴールした阿夫利神社下社でランナーの医療ケアをします。疲労しきった足の筋肉を激しく痙攣させているランナーのケアです。普段体験できない臨床体験ができます。

もう一つは下山し走り終えて、帰宅前の集合場所（伊勢原小学校）にての身体のケアをします。

日時：平成 27 年 3 月 8 日（日）

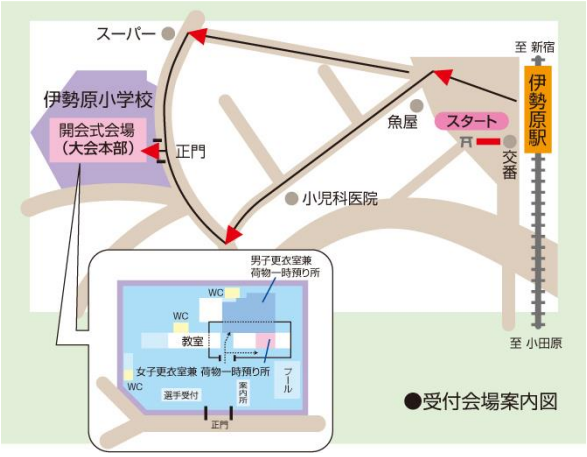

①【大山阿夫利神社下社での施術】の場合

集合時間：小田急伊勢原駅北口に８時

②【伊勢原小学校での施術】の場合

集合時間：伊勢原小学校に 10 時 30 分

【参加申し込み】鍼灸マッサージ師会事務局

TEL：03-3299-5276　FAX：03-3299-5275

※参加者には交通費及びボランティア日当の支給をします。

伝統手技療法専門臨床塾開講講座

（臨床塾開講のご案内と塾生募集）

貴方が日本の鍼灸マッサージ界を変える！治せる結果を出せる治療師へ

「総合医療」（呼吸器系、血管系、泌尿器系、消化器系、神経系）外皮。生殖器系。疼痛、感覚障害（視力、臭覚、聴覚、味覚）。運動障害。精神障害。等の改善から治癒に至るまでの総合臨床治療法。美容にも必然的に関係してくる治療法です。

自己防衛（免疫力、抵抗力）が自然に具わってくるので予防医療にも適しています。

外因から起こる対処法、内因から起こる症状の対策法。どのような症状、疾病や、生後まもない乳幼児から、高齢者まで怯むことの無い、受け容れられる治療師へ。

貴方が日本の鍼灸、マッサージ界を変える！

『脊椎矯正医術』（あん摩、マッサージ、指圧）治療は日本伝統医療、医術です。真の医療医術（病・怪我・故障を治すことは勿論ですが病に罹らせない・怪我、故障を起こさせない予防医療）を施し、患者さんを救う事が私達の使命だと確信しております。

真の医療とは、一個人の疾患者と真剣に向い合い、受け入れなければなりません。

『肩凝ってますねぇ、パンパンに張ってますよ』なんて、素人でも言える治療ではなく本物の治療力・

判断力・対応力。治療師としての総合力を習得することによって貴方自身が大きな変化を遂げることになるでしょう。

患者さんを救う事こそがマッサージ界には必要なんだ！

このような志を持っている方に、総合医療・脊椎矯正（人体形成骨、関節形成矯正医術）を、清水、上石の臨床経験を基に指導をいたします。

日時　27 年 3 月 15 日　10：00～17：00

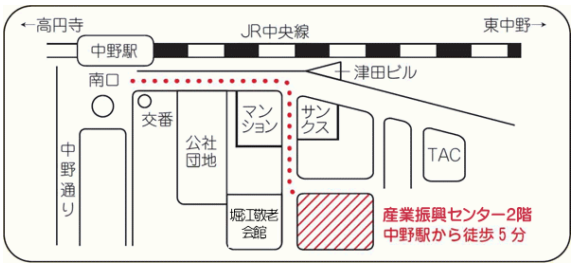

場所　中野区社会福祉会館

TEL　03-3380-6946

受講費　会員　2,000 円非会員　25,000 円

★　事務局よりお知らせ

3 月の締め切りは 3 月 3 日（火）です。

Q:不支給通知を受けて

H26 年 2 月からの新規患者さんで、鍼灸施術をしている患者さんがいます。2・3 月分の申請書を 4 月に提出、4・5 月分の申請書を 6 月に提出したところ、2 月分は 10/22 に「併給のため」不支給、3 月分は 10/30 に同じ理由で一部不支給の通知が届きました。

その時期施術師が患者さんと連絡がつかず、医科との併給の確認が取れないうちに、今度は 4 月分が返戻されました。理由は「一部に入院期間を含むためこの間は支給対象外。再提出の際は入院期間に施術をしている理由を記入のこと」とありました。やっと患者さんと連絡が取れたので確認したところ、以下の返答を得ました。

・「2・3 月のことはずいぶん前なのではっきり覚えていない。痛み止めの湿布をもらっていたと思う。」…不支給通知に対しては不服申し立てをする以外に方法がないと事務局から聞きましたが、だいぶ前のことであり、患者さんも高齢のためなかなか難しい状況です。

・「4 月については、確かに 3 日間入院していたが、入院中も腰痛がひどく、病院から治療院に通院して鍼灸治療を受けた。」…結局入院期間の 3 日間を削り、かつ摘要欄にこの旨を記入し再提出いたしました。

保険請求の「併給の禁止」という事項の認識不足は反省していますが、私には 2 点の疑問があります。

①なぜ不支給通知や返戻がこんなに遅いのか（全国健康保険協会　神奈川支部）

②入院中にもかかわらず通院してまで受けたい鍼灸治療なのに、なぜ医科との併用が認められないのか

A①:保険者によっては返戻・不支給通知・支払い時期に差があります

A②:入院中の鍼灸マッサージ治療は療養費支給対象として認められません

「療養費ソフト」の適正な使用を！

2 月に当会ソフトを不正に使用したと思われる申請書が会員から提出されました。

「療養費ソフト」で作成した申請書は、委任拒否の場合などやむを得ない理由のある場合を除き、委任者や振込先などの情報は変更しないようにお願いします。

「療養費ソフト」は会員が申請書を作成するために、当会で開発し会員に提供しています。

当会の「規約」13 条は、以下に示すように、本ソフトを正しく使用するように義務付けています。

> 第１３条　健康保険取扱倫理規定
>
> 4　健康保険を取扱う会員は、健康保険取扱事務にかかわる費用を負担する。
>
> 6　当会の療養費申請システムおよびソフト等を使用し、健康保険取り扱い業務を行う会員は、申請書業務を当会に委託しなければならない。

この「療養費ソフト」は、会員が当会を経由し保険者に提出するために用意し、事務手数料の一部を原資とし開発・保守費に充てています。「療養費ソフト」は会員の皆様の共有財産なのです。

事務局からのおしらせ

〇事務所の通信機器の切替えをします。

3 月 17 日(火)午後は、事務局への電話回線がつながりにくくなります。ご了承ください。

終日通信不能になることはありません。つながらない場合は、すこし時間をおいてかけ直してください。

なお、e メールやＨＰには影響ありません。通常通り利用できます。

〇当会ＨＰ（会員専用ページ）のパスワードが変更になります。

H27 年　2 月

1	日	理事会（13：00～16：00）
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	申請業務
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	在宅ケア部研修会（13：30～16：30）中野区産業振興センター
9	月	申請業務
10	火	**事務局通信投稿〆切**
11	水	**建国記念の日**
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	千駄ヶ谷社教館まつり（10：00～16：00）
16	月	事務局会議（13：00～14：00）
17	火	
18	水	通信編集会議（10：00～11：00）
19	木	100 万署名会議（川端鍼灸院）
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	**支給明細などの発送**
27	金	**療養費の振り込み**
28	土	

H27 年　3 月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	申請業務
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	**大山マラソン（9：00～15：00）治療ボランティア**
9	月	申請業務
10	火	**事務局通信投稿〆切**
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	**在宅リハ部（9：00～17：00）** 中野区産業振興センター和室
16	月	事務局会議（13：00～14：00）
17	火	
18	水	
19	木	100 万署名会議（川端鍼灸院）
20	金	**保険部会（19：00～21：00）**
21	土	**春分の日**
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	**支給明細などの発送**
28	土	
29	日	ケアマネ研修会（10：30～12：30） 理事会（14：00～17：00）
30	月	
31	火	**支給明細などの発送**

申請業務　　休業日